別表第11の4の2の注中「を作成」を「が作成」に改める。

別表第11の6の注中「自立訓練（機能訓練）計画等」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス計画」を加える。

別表第12の1の注1中「事業所をいう。以下同じ。）」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、「又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）」を「、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）」に改め、同注1のただし書中「指定自立訓練（生活訓練）事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、同注5の②中「第171条」の下に「若しくは第223条第1項」を、「計画等」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。別表第12の7の注2において同じ。）」を加える。

別表第12の1の2注1中「第166条第1項第1号」の下に「若しくは第220条第1項第4号」を加える。

別表第12の2及び4中「第166条」の下に「若しくは第220条」を加える。

別表第12の4の2の注1中「指定自立訓練（生活訓練）事業所」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）」を加え、同注2中「指定自立訓練（生活訓練）事業所」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加える。

別表第12の5の9の注中「を含む。）」の下に「において、」を加える。

別表第12の7の注2中「自立訓練（生活訓練）計画等」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス計画」を加える。

別表第14の1の注4中「に掲げる就労継続支援A型サービス費」を削る。

別表第15の1の注1中「、指定障害者支援施設」を「、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設」に改め、同注2中「（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）」を「（以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）」に、「指定就労継続支援B型事業所等の場合」を「特定指定就労継続支援B型事業所等の場合」に改め、同注3中「指定就労継続支援B型事業所等において」を「指定就労継続支援B型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において」に、「設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合」を「設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合」に改め、同注5の②中「若しくは第206条」を「、第206条若しくは第223条第1項」に改め、「基準該当就労継続支援B型計画をいう。）」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当就労継続支援B型に係る計画に限る。）」を加える。

別表第15の2の注中「第186条」の下に「、指定障害福祉サービス基準第220条」を加え、「指定就労継続支援B型事業所等において」を「指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）において」に改める。

別表第15の4の注1中「第201条第1項」の下に「（指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同②中「第201条第4項」の下に「（指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同注2中「作成し、目標工賃達成に向けて業務、作業内容等の見直しを計画に位置づけた上、実施した」を「作成している」に改める。

別表第15の6の注中「第186条」の下に「、指定障害福祉サービス基準第220条」を加える。

別表第15の9の注中「第186条第1項第1号」の下に「、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号」を加える。

別表第15の10の注中「基準該当就労継続支援B型従業者」を「指定障害福祉サービス基準第206条において準用する第186条の規定に基づき基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者」に改める。

別表第15の11の注1中「指定就労継続支援B型事業所等」の下に「（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）」を加え、別表第15の14の注中「工賃倍増」を「目標工賃達成指導員（「工賃倍増」に改め、「に指導員を配置し、当該配置した指導員並びに職業指導員」を「の指導員）、職業指導員」に改める。

別表第16の1の注4中「共同生活援助事業所を」を「指定共同生活援助事業所を」に改め、同注7中「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」の下に「（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）」を加える。

別表第16の4の注中「居宅等」を「居宅等」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第9の1の注1中「該当する」の下に「身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、」を加え、「知的障害者等」を「身体障害者等」に改める。

別表第16の1の注1中「知的障害者等」を「身体障害者等」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十九条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

本則中「及び第二百十四条第二項」を「、第二百十四条第二項及び第二百十九条第一項」に改める。

別表第15の14の注中「工賃倍増」を「目標工賃達成指導員（「工賃倍増」に改め、「に指導員を配置し、当該配置した指導員並びに職業指導員」を「の指導員）、職業指導員」に改める。

別表第16の1の注4中「共同生活援助事業所を」を「指定共同生活援助事業所を」に改め、同注7中「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」の下に「（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）」を加える。

別表第16の4の注中「居宅等」を「居宅等」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第9の1の注1中「該当する」の下に「身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、」を加え、「知的障害者等」を「身体障害者等」に改める。

別表第16の1の注1中「知的障害者等」を「身体障害者等」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十九条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

本則中「及び第二百十四条第二項」を「、第二百十四条第二項及び第二百十九条第一項」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十五号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

第一号ロ中「又は」を「若しくは」に改め、「置くべきサービス管理責任者」の下に「又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者」を、「当該多機能型事業所」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加える。

○厚生労働省告示第三百六十六号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

第一号イの(3)の㈠中「知的障害」を「身体障害、知的障害」に改める。